第75回

はじめに

会社に勤めている人は、会社を通して社会保険に加入し、ケガや病気、加齢、失業などのリスクに対応しています。入社時などに、多少の手続きがあるものの保険料は源泉徴収されてしまうので、その内容について詳しく知ることはなかったかもしれません。

しかし、退職すると自ら必要な社会保険に加入しなければなりませんし、長年保険料を収めてきた年金も受給開始時期などを決めて手続きする必要があります。個人の状況や考え方によって具体的な対応はさまざまですが、ここでは65歳前後で会社を退職し年金を主とした生活を始める方を念頭に留意点などを紹介します。

健康保険の選択

健康保険への加入は、3つの選択肢があります。①会社の健康保険を任意継続する②国民健康保険に加入する③家族の扶養に入るという方法です。

定年退職後の社会保険の選択について

会社に雇用されている間は、保険料は会社との折半ですが、退職後は全額個人負担となることから、保険料の負担額は選択の大きな判断要素と考えられます。

①の任意継続への加入は健康保険に2カ月以上加入していれば可能で、継続できる期間は2年間です。保険料は、自分の退職前給与か組合員の平均給与の

一般的には退職前の年収が高いほど、また加入者が多いほど、全ての収入の合計）が180万円未満（60歳以上）であって、かつ、家族の年間収入の2分の1未満などの条件があります。

実際の加入の可否については、対象の健康保険組合に確認が必要です。

年金受給開始時期の選択

被扶養者についてはもう1つ注意点があります。退職と同時に被扶養者でなくなり、以後、保険料は変わりません。

確認するのが確実です。

③の、配偶者を含め、会社に雇用されている家族の被扶養者になれば、保険料は発生しません。

ただし、被扶養者になるためには、実際に家族の収入により生計を維持されることが必要で、具体的には、これからの自分の年間収入（給与収入や年金など全ての収入の合計）が180万円未満（60歳以上）であって、かつ、家族の年間収入の2分の1未満などの条件があります。

実際の加入の可否については、対象の健康保険組合に確認が必要です。

年金受給開始時期の選択

65歳から年金支給が開始されますが、繰り下げ受給も可能です。繰り下げると年金は年7％増額されますので、70歳まで受給開始を遅らせれば1・4倍、75歳まで繰り下げると1・8倍の年金額になります。

年金の受給をどのようにするか、夫婦のライフプランに沿って考える必要があります。

特に、平均寿命は女性の方が長く、かつ夫の被扶養者であった方も多いので、夫が亡くなった場合急激に年金額が減ることも想定されます。

例えば、夫の基礎年金75万円、厚生年金120万円、妻の基礎年金75万円で、世帯合計約270万円が、夫が亡くなれば、夫と同様に全額負担となります。

また65歳からは、夫婦それぞれの収入に応じ、それぞれの年金から天引きされるようになります。夫婦の保険料を合算することを紹介しました。

また「おやばと」の「問い合わせ窓口」やウェブサイトを通じて、不安や心配事の相談を受け付けているほか、ご家族会会員　立花　尊顕）

介護保険料の納付義務

介護保険は40歳で加入義務が生じますが、保険料は、健康保険と同様、会社との労使折半で天引きされています。

しかし、退職後は、健康保険と同様に全額負担となります。

65歳からは、夫婦それぞれの収入に応じ、それぞれの年金から天引きされるようになります。夫婦の保険料を合算することを紹介しました。

また「おやばと」の「問い合わせ窓口」やウェブサイトを通じて、不安や心配事の相談を受け付けているほか、ご家族会会員　立花　尊顕）

介護保険の第2号被保険者

介護保険は、40歳から65歳未満の医療保険加入者が第2号被保険者となります。

介護が必要になった原因が、がん末期や関節リウマチ、初老期認知症など16種類の特定疾病に該当すると認定されます。

介護が必要になったとき、第2号被保険者は、介護保険サービスを1割負担で受けることができます。

ただし、第2号被保険者は、介護保険サービスを受けるためには、介護が必要になった原因が特定疾病であることが必要です。

健康保険の任意継続

健康保険の任意継続は、退職前に加入していた健康保険組合に継続して加入する制度です。

加入できる期間は2年間で、保険料は全額自己負担となります。

保険料は、退職前の標準報酬月額と、その健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額をもとに計算されます。

保険料は、健康保険組合によって違いますので、会社の健康保険組合および市町村窓口で